

平成 26 年度において講じようとする
中小企業施策(案)

平成 26 年度（2014 年度）において講じようとする中小企業施策（目次）

第 1 章 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

- 第 1 節 地域資源の活用
- 第 2 節 商店街・中心市街地の活性化
- 第 3 節 その他の地域活性化
- 第 4 節 人材・雇用対策

第 2 章 中小企業の新陳代謝を活発にする

- 第 1 節 起業・創業支援
- 第 2 節 事業承継支援

第 3 章 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

- 第 1 節 技術力の強化
- 第 2 節 販路開拓支援
- 第 3 節 新分野・新事業展開、異業種連携
- 第 4 節 下請脱却支援
- 第 5 節 技術・技能の伝承

第 4 章 海外に打って出る

- 第 1 節 海外展開の支援

第 5 章 その他の重要課題

- 第 1 節 東日本大震災に係る中小企業対策
- 第 2 節 消費税転嫁対策
- 第 3 節 審議会等における政策の検討等
- 第 4 節 資金繰り対策
- 第 5 節 財務基盤の強化
- 第 6 節 経営安定対策
- 第 7 節 官公需対策
- 第 8 節 人権啓発の推進

第 6 章 業種別・分野別施策

- 第 1 節 中小農林水産関連企業対策
- 第 2 節 中小運輸業対策
- 第 3 節 中小建設・不動産業対策

第4節 生活衛生関係営業対策

第5節 環境・エネルギー対策

第6節 IT化の促進

第7節 知的財産対策

第7章 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

第1節 経営支援体制の強化

第2節 調査・広報の推進

はじめに

全国 385 万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国 334 万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことが日本経済の成長に不可欠である。このため、平成 26 年度予算では、約 1,850 億円の中小企業・小規模事業者対策予算を措置している。また、平成 26 年 3 月 7 日に閣議決定された、「小規模企業振興基本法案（小規模基本法案）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法案）」を第 186 回通常国会に提出する予定であり、小規模事業者に光を当てた施策の再構築を行っているところである。

また、この中小企業・小規模事業者政策を効果的に実行していくため、これまで進めてきた「“ちいさな企業” 未来会議」を「“ちいさな企業” 成長本部」に格上げし、平成 25 年 2 月から 5 月にかけて、全国 21 カ所で「“ちいさな企業” 成長本部」を開催し、多くの中小企業・小規模事業者、支援機関等の方々と議論を重ねてきた。同年 6 月には、支援を受ける側、支援を行う側の双方が今後の具体的な取り組みの実行を約束する「行動計画」を策定し、その実行を宣言したところである。その後、本行動計画のフォローアップのため、同年 7 月より全国 17 箇所で開催してきたが、今後とも地域の中小企業・小規模事業者の「生の声」にしっかりと耳を傾け、政策立案に反映していきたい。

以下、行動計画における 4 つの行動に基づき、中小企業・小規模事業者施策を紹介していく。

行動 1. 地域に眠るリソースを最大限に

活用・結集・ブランド化する

- ・創業を徹底支援する「創業よろず支援」の順次展開
- ・地域資源を活用・結集させた創業に対する総合的支援
(「地域資源活用型創業支援制度」)
- ・地域ブランドの一層の強化に向けた、ブランド管理・品質管理・利益回収メカニズムに関する検討

行動 2. 中小企業の新陳代謝を活発にする

- ・起業者に対する元本の据え置き期間の延長等、起業・創業に係る資金支援の抜本的拡充
- ・中小企業の各ライフステージにおける取組意欲増進のための個人保証制度の見直し
- ・「事業引継ぎ支援センター」の全国展開

等

行動 3. 下請構造から脱却し、自ら積極的に

成長分野に参入する

- ・サポイン法の 2 2 技術分野の見直し
(下請け前提から戦略市場への進出へ)
- ・航空宇宙など戦略市場進出のための総合的支援
(国際認証取得サポート等)
- ・医療機器分野の専門家派遣及び開発審査負担の軽減

等

行動 4. 海外に打って出る

- ・企業OBを活用したハンズオン一貫支援体制の推進
- ・認定支援機関への研修による国内相談窓口強化、有望企業の発掘・支援
- ・現地支援プラットフォームの主要拠点への整備加速

等

その他の重要課題

- ・震災対応
- ・消費税転嫁対策

「“ちいさな企業” 成長本部」を継続的に開催し、行動計画のフォローアップ、改善を行っていく
(PDCA サイクル)

中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

- ・支援情報の広報の強化
- ・支援制度の使い勝手の向上

第1章 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

<行動計画の内容>（再掲）

中小企業・小規模事業者の成長は、地域の取引や雇用の拡大により、地域経済の活性化につながる。また、地域経済の活性化は、その地域の中小企業・小規模事業者にビジネスのチャンスを生み出し、起業・創業、新事業展開、事業承継などを通じて更なる成長につながっていく。その意味で、地域と中小企業・小規模事業者は不可分かつ循環の関係にある。

地域と中小企業・小規模事業者の発展の好循環を実現するためには、地域に眠るリソース（地域資源）をもう一度見つめ直し、今までの地域資源（例：特産品等）の考え方を広げ、地域の様々な経営資源（例：地域の女性・若者、企業等 OB 人材、農業、空き店舗等）を活用・連携・結集することで、地域の需要を顕在化させ（例：新商品開発、子育て支援）、新しいビジネスを起こしていくことが重要である。また、そうしたビジネスが生み出す商品やサービスをブランド化していくことで、地域の魅力を国内外に発信していくことが重要である。

商店街は、全国に約 13,000 存在し、小売業全体の年間販売額の 4 割を占め、43 万事業所、300 万人の雇用を支えるなど大きな存在であるとともに、地域コミュニティの担い手として機能している。商店街の活性化は、コミュニティの中核的存在として地域の活性化に貢献し、商店街で活発に新たなビジネスやコミュニティ活動を生む。

労働環境に関する規制や社会保険の負担は、就業形態や企業規模に関係なく一律に適用されるため、地域における新たな雇用を躊躇する恐れがある。したがって、中小企業・小規模事業者の過度な負担とならないよう、現場実態を踏まえた環境整備が必要である。

<国のアクション>（再掲）

- 創業から経営ノウハウに至る支援をワンストップで行う優れたコーディネーターを配置した「創業よろず支援」を順次展開する。
- 支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの創設・拡充、ビジネスコンテストの実施、創業塾の全国での開催などを通じ、地域のリソースを活用した起業・創業の担い手を拡大させる。
- 地域資源を活用・結集させた創業を支援する「地域資源活用型創業支援制度」を創設し、あらゆる政策資源を投入し、総合的な支援を行う。
- 地域ブランドを一層強化するため、地域資源の発掘・磨き込み・発信・市場開拓を一貫して行えるよう支援制度を拡充するとともに、地域ブランド管理、地域ブランドの対象物の品質管理、地域ブランドから生まれる利益を回収するメカニズムにつ

いて検討する。

○商店街などにおける商業インキュベーションの機能強化を図るとともに、起業・創業も含めた空き店舗等の有効活用を促す仕組みの整備を行う。

○現場実態に合わせた柔軟な労働環境の在り方や社会保険について負担の在り方を検討する。

○労働力として潜在性を有しながら、必ずしも十分にその能力が発揮されていない障害者や高齢者等の取り込みを促進する。

○女性・若者や即戦力となる企業OB、Uターン・Iターン人材と中小企業をマッチングする取り組みを拡充・強化する。

【具体的施策】

第1節 地域資源の活用

1. 小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援事業

①JAPAN ブランド育成支援事業【26年度予算：14.6億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み等踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組みを支援する。（新規）

②地域資源活用新事業展開支援事業【26年度予算：14.6億円の内数】

中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源（農林水産物、鉱工業品、観光資源等）を活用して行う新商品・新サービスの開発・販路開拓等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的に支援する。（新規）

2. 地域資源活用ネットワーク構築事業【26年度予算：2.0億円】

各地域に眠っている地域資源を掘り起こし、それらを融合・ネットワーク化した新たなビジネスモデルの構築により、交流人口の増大や、消費・投資の活性化に繋がる取組に対して支援を行う。（新規）

3. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行う。（継続）

4. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【26年度予算：12.6億円】

(1)伝産法に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行う。（継続）

- ①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助
 - ・ 後継者育成事業
 - ・ 原材料確保対策事業
 - ・ 意匠開発事業
 - ・ 連携活性化事業
 - ・ 産地プロデューサー事業 等
 - ②伝産法第 23 条に基づく一般社団法人・財団法人が実施する以下の事業に対する補助
 - ・ 人材確保および技術技法継承事業
 - ・ 産地指導事業
 - ・ 普及推進事業
 - ・ 需要開拓事業 等
- (2)被災 3 県（岩手・宮城・福島）の国指定の伝統的工芸品の震災復興のための以下の支援を行う。（継続）
- ①被災 3 県において実施する後継者育成・需要開拓・意匠開発・情報発信などの産地活性化事業
 - ②被災 3 県における伝統的工芸品の生産活動を震災前の水準にまで戻すことを目的とした設備整備や原材料確保などの生産基盤確立・強化事業

5. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年 11 月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施する。（継続）

第 2 節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画等を国が認定し、支援を行う。（継続）

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係 4 団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。（継続）

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HP やメールマガ

ジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。(継続)

4. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会、中心市街地の商店街が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。
(継続)

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。(継続)

6. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に土地等を譲渡した者に対して、1,500万円を上限に譲渡所得の特別控除を行う。(継続)

7. 中心市街地活性化対策事業 (継続)

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とし、市町村が、中心市街地活性化に関する法律に基づき策定し、認定を受けた計画に基づき、それぞれの地域の実情に応じて国の補助金を受けずに行う中心市街地活性化対策事業（単独事業）について、特別交付税措置を講じる。(継続)

8. 地域商業自立促進事業【26年度予算：39.0億円】

インキュベーション施設の整備、空き店舗への店舗誘致や店舗の集約化による商店街のコンパクト化等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。加えて、地域の消費活動のベースとなる機能を強化するため、コミュニティスペースの整備等に対して支援を行う。(新規)

9. 中心市街地再興戦略事業【26年度予算：6.9億円】

地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、近隣市町村のニーズに対応できる高度な商機能の整備を重点的に支援します。また、従来の中心市街地については持続可能なまちづくりを支援します。具体的には、①調査事業、②専門人材活用支援事業、③先導的・実証的事業に対し、重点的に支援を行う。

(新規)

10. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる、①建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5 年間 30%の割増償却制度、②土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を 1/2 とする措置を創設する。(新規)

第 3 節 その他の地域活性化

1. 地域の企業立地の促進【26 年度予算：25.0 億円の内数】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)に基づき、地域が自らの特色を生かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、施設等整備や工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施予定。(継続)

2. 地域経済循環創造事業交付金【26 年度予算：15.0 億円】

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金（地域金融機関の融資等）を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付する。(継続)

3. 地域オープンイノベーション促進事業

地方産業競争力協議会で特定する戦略分野に沿い、地域の運営協議会で地域の技術シーズや社会・市場ニーズに基づいて設備機器を決定し、当該設備機器の公設試・大学等への整備等を実施する。(継続)

4. 地方中枢拠点都市による新たな広域連携の構築等【26 年度予算：1.3 億円】

第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、産学金官民連携により圏域全体の経済成長をけん引する地方中枢拠点都市(地方圏の政令指定都市又は新中核市(地方自治法改正により人口 20 万人以上に要件を緩和予定)で、昼夜間人口比率が 1 以上の市を想定)を中心とした広域連携等について、国が積極的に支援して先行的なモデルを構築する。(新規)

5. 企業活力強化資金

中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき、①当該事業を実施する中小企業者に対する低利融資、②当該事業計画により整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む中小企業者に対する低利融資を創設する。(継続)

6. 機能連携広域経営推進調査事業【26年度予算：1.0億円】

市町村域を越えた圏域で、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図るため、産学金官民が連携し、数値目標を設定した計画に基づき、拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、他の地域のモデルとなりうる先進事例を構築する。(新規)

第4節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業（継続）

中小企業・小規模事業者の優秀な人材の確保を支援する目的で、①新卒者等の未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、②中小企業・小規模事業者が実施する職場実習や、育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する。また、優秀な人材の確保のため、中小企業・小規模事業者と学生との顔の見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する。加えて、実務経験豊富なシニア人材等を対象に、中小企業・小規模事業者の人材確保・定着・育成を支援する。

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金】

全国9箇所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施する。(継続)

3. 労働者の雇用維持対策【26年度予算：545.2億円】

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給する。また、本助成金については不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実施調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努める。(継続)

4. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【26 年度予算:35.0 億円】

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、重点分野等の中小企業団体（事業協同組合等）労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給した。また、重点分野等の中小企業・小規模事業者が就業規則・労働協約等を変更し、雇用管理制度を新たに導入して実際に適用した場合に助成金を支給する。（継続）

5. 地域雇用開発奨励金【26 年度予算：167.0 億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会が特に不足している地域において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、施設等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給する。（継続）

6. 戦略産業雇用創造プロジェクト【26 年度予算：111.0 億円】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する。（継続）

7. 雇用促進税制の延長【税制】（継続）

雇用者数が増加した場合等一定の要件を満たした法人に対して、法人税額等を特別控除する雇用促進税制について、平成 25 年度までの 3 年間の時限措置であったが、2 年間延長する。

8. 失業なき労働移動の促進（労働保険特別会計）【26 年度予算：301.0 億円】

労働移動支援助成金（再就職支援助成金）を拡充し、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行う。また、再就職支援奨励金（受入れ人材育成支援奨励金）を創設し、公共職業安定所の認定を受けた再就職援助計画等の対象となった労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、その労働者に対して Off-JT のみまたは Off-JT 及び OJT を行った事業主に対して助成を行う。（継続）

9. 地域人づくり事業【26 年度予算：1,020 億円】

地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進するため地域人づくり事業を実施する。（新規）

10. 起業支援型雇用創出事業【26 年度予算：1,000 億円】

依然として厳しい雇用情勢が続く中、失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域などにおいて、地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO 等へ委託し、失業者を雇い入れて実施する。（継続）

11. 福祉人材確保重点プロジェクト【26 年度予算：14.1 億円】

福祉（介護・医療・保育）分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保のため、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を実施する。（継続）

12. 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【26 年度予算：27.5 億円】

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、①経営改善と労働条件管理の相談等にワン・ストップで対応するための「最低賃金総合相談支援センター」を全国（47 カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を行うとともに、②業種別中小企業団体が行う取組に対する助成（業種別団体助成金、対象業種 33 業種、上限 2,000 万円）等及び③労働能率増進等のための経費助成（業務改善助成金、44 道府県対象、上限 100 万円）を実施する。なお、平成 26 年度からは、③について、従来一律 1/2 であった助成率を、企業規模 30 人以下の小規模事業者に対しては、3/4 に引き上げる。

第2章 中小企業の新陳代謝を活発にする

＜行動計画の内容＞（再掲）

地域の起業・創業を推進することは、地域経済の活性化にとっては必要不可欠である。ただし、起業・創業をしたとしても、利益計上までの立ち上がりの時期は最も資金繰りが厳しい。その時期を乗り越えることで、起業家は雇用を増やし、新しい商品・サービスを生み出し、地域経済の活性化を実現する。また、起業家の多くは初めての起業となることから、資金供給のみならず、起業に当たってのノウハウをいかに伝えていくかも重要な課題である。

一方、経営者の高齢化の進展や後継者難が一層深刻化する中で、中小企業・小規模事業者が有する技術・ノウハウ等の経営資源や雇用を喪失させないために、次世代への円滑な事業の承継が必要となっている。したがって、経営者の世代交代、親族外への事業承継等による有用な経営資源を移転促進することにより、中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進することが求められている。

＜国のアクション＞（再掲）

- 創業から経営ノウハウに至る支援をワンストップで行う「創業よろず支援」を順次展開する。（再掲）
- 支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの創設・拡充、ビジネスコンテストの実施、創業塾の全国での開催などを通じ、地域のリソースを活用した起業・創業の担い手を拡大させる。（再掲）
- 起業・創業に対する資金支援を抜本的に拡充する。
 - －創業当初の据え置き期間の延長を図るなど政府系金融機関の創業者向け融資を拡充する。
 - －認定支援機関による起業・創業計画の策定支援と併せた創業向け補助制度の拡充等を通じて民間融資を促進する。
- 中小企業の各ライフステージ（創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑化な事業承継、企業の再起等）における取組意欲を増進する個人保証制度の見直しを行う。
- 事業承継、事業引継ぎ支援を抜本強化する。
 - －「事業引継ぎ支援センター」を全国展開する。

【具体的施策】

第1節 起業・創業支援

1. 創業促進補助金（事業者向け）

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業含む）に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部の支援を引き続き行うこととした。（継続）

2. 新創業融資制度【財政投融资】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度である。（継続）

3. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度である。（継続）

4. 地域創業促進支援委託事業【26年度予算：7.5億円】

年間5千社以上の創業を目指し、全国300箇所に「創業スクール（仮称）」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援する。（新規）

5. エンジェル税制【税制】

創業間もない中小企業への個人投資家（いわゆる「エンジェル」）による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進の環境整備を図る。（継続）

5. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき投資計画について経済産業大臣の認定を受けたものを通じ、ベンチャー企業に出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度で、2013年度に創設したもの。本制度が有効に活用され、我が国から多くの魅力的なベンチャー企業が生まれるよう、引き続き周知普及を徹底する。（継続）

6. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

産業革新機構のベンチャー案件等に係る手続簡素化措置等を通じてベンチャー企業への支援を促進するとともに、日本政策投資銀行や商工中金の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーを供給する。あわせて、個人投資家からの資金調達の円滑化や、民間企業のベンチャー投資を促進

する。(継続)

7. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や 30 歳未満の若者、55 歳以上の高齢者のうち、開業して概ね 7 年以内の者を対象に日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）による優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援する。(継続)

8. 新事業育成資金（グローバル展開志向創業支援関連）【財政投融資】

高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者を対象に、日本公庫による優遇金利を適用する融資制度である。(継続)

9. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の 1/2 以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。(継続)

10. 経営革新支援事業

新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。(継続)

11. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、平成 25 年 12 月に成立した産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。(継続)

第 2 節 事業承継支援

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）【税制】

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者

が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成 21 年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成 26 年 1 月末までに、相続税に係る認定を 508 件、贈与税に係る認定を 284 件実施した。(継続)

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）の拡充 【税制】

平成 25 年度税制改正において、事業承継税制の適用要件等の一部を見直すことが決定し、一部を除き平成 27 年 1 月以後の相続若しくは遺贈又は贈与から適用されることとなった。主な改正内容は以下のとおりである。(継続)

- (1) 後継者は、現経営者の親族に限定されていたが、親族外承継も適用対象となった。
- (2) 雇用の 8 割以上を「5 年間毎年」維持する要件について、雇用の 8 割以上を「5 年間平均」で評価することとなった。
- (3) 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要となるが、利子税の税率が引き下げられる（現行 2.1%から 0.9%へ。平成 26 年 1 月から。）とともに、承継から 5 年を超えての打ち切りの場合には 5 年間の利子税が免除されることとなった。
- (4) 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、猶予税額を一部免除されることとなった。
- (5) 贈与税の納税猶予制度の適用要件のうち、現経営者が贈与時に役員を退任するとの要件について、贈与時に代表者を退任するとの要件に改められた。
- (6) 納税猶予制度の利用の前に、経済産業大臣の事前確認を受ける必要があったが、事前確認を受けていなくても制度利用が可能となった（平成 25 年 4 月から。）。

3. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政を通じた金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組を公表・周知する。先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組については、定期的に公表・周知する。(継続)

4. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

平成 25 年 12 月 5 日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利

用促進を図るため、中小機構地域本部等に相談窓口を設置するとともに、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣制度を創設した。また、公的金融機関において経営者保証によらない融資・保証制度を拡充・創設した。(継続)

5. 事業承継融資【財政投融資】

日本公庫において、事業承継に要する資金(株式・事業用資産の買取資金等)を必要とする中小企業及び代表者個人に対する低利融資を実施する。(継続)

6. 中小企業再生支援協議会【26年度予算：44.4億円】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行うより多くの中小企業・小規模事業者を支援するための機能強化として、中小企業再生支援協議会に対し人員体制の拡充、再生計画支援を行うにあたり資産査定(デューデリジェンス)及び計画策定支援を行う専門家に対する謝金の一部補助を実施する。(継続)

7. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成の促進に取り組む。(継続)

8. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業・認定支援機関等研修事業【平成26年度予算：0.2億円】

自ら経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関(税理士、弁護士、金融機関等)による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップ等を実施した。当該計画策定支援やフォローアップ等を実施するに当たって、当該認定支援機関能力強化のための研修や中小企業・小規模事業者が計画策定する際に要するデューデリジェンス(調査分析)、計画策定支援及びフォローアップを行う専門家に対する謝金の一部補助(2/3)を実施する。(継続)

9. 経営継承円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、民法特例の適用の基礎となる経済産業

大臣の確認を実施する。(継続)

10. 事業承継円滑化支援事業【中小機構交付金】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワーク体制の形成、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。(継続)

11. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融资】

日本公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者対して低利融資制度を実施する。(継続)

第3章 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

<行動計画の内容>（再掲）

多くの中小企業・小規模事業者は、長らく大企業の下請けとして企業活動を行ってきた。ただし、大企業の業態変化や海外展開が進んでいくことで、中小企業・小規模事業者自身が商品開発から市場開拓まで一貫して行う必要が生じている。

特に、今後将来にわたって成長が期待できる分野である環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等の分野に中小企業・小規模事業者が参入していくためには、技術開発支援の方向性を変えていくとともに、国際認証や許認可手続きといった参入障壁のハードルを下げていく必要がある。

また、新分野展開を促進するためには、大企業や異業種企業も含めた企業間連携をより一層推進していく必要がある。企業間連携はお互いの弱みを補完するだけではなく、強みの相乗効果を生み出し、企業にとって新しい分野への進出を後押しする。併せて、適切な担い手の確保・育成が必要不可欠である。

<国のアクション>（再掲）

- 大企業の下請生産技術を前提とした中小ものづくり高度化法の22技術分野を見直し、医療、環境分野などの成長分野に中小企業が直接参入しやすくする。
- 国際認証の取得に向けた業界経験者等の長期派遣や相談支援、支援機関、ITポータルサイト等を通じた情報提供を強化する。また、中古設備も含めた専用設備等の導入を支援する。
- 中小企業と医療機関等との連携を支援する専門家の派遣と育成、薬事相談・申請費用の支援などにより、中小企業による医療機器開発・審査に係る費用低減と期間短縮を進める。
- 「企業間連携促進会議」の設置や支援ポータルサイト・展示会の活用等により、大企業や異業種企業とのマッチングの場の整備と連携を促進する。
- 地域の核となる人を発掘し、情報交換や交流の場を設けることにより、新分野展開に重要となる知識の共有と人的ネットワークの構築を図る。
- 小規模な事業者の活用を念頭においた新商品開発に対する補助金制度を拡充する。
- 下請中小企業の連携による取引先の自立的な開拓の取組等に対する補助金制度を拡充する。
- 優れた技術・技能を有する外部人材を活用することで、ものづくり現場における技術・技能の継承を地域が一体となって支援するとともに、優秀な人材を確保するための職場実習（インターンシップ）の支援を行う。

【具体的施策】

第1節 技術力の強化

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、認定された中小企業に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や日本公庫による低利融資などの支援を実施する。（継続）

2. ものづくり中小企業連携支援事業【26年度予算：118.7億円】

特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発、技術流出防止や模倣品対策を目指す試作開発・販路開拓、優れた技術の事業化に向けて行う実証等について、中小企業・小規模事業者、地域の大学等の研究機関等が連携して行う取組を支援する。（新規）

3. 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む中小企業への低利融資【財政投融資】

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を活用し、新製品・新技術の試作開発（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む。）を含む。）及び当該試作開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者に対し、事業計画の審査により日本公庫が低利融資を実施する。（継続）

4. 中小企業技術革新挑戦支援事業【26年度予算：0.4億円】

中小企業・小規模事業者が、自社の有する技術及び技術シーズを用いて国等における技術開発課題が解決可能であるかやその事業性に関して探索研究・実証実験（F/S：フィージビリティ・スタディ）を行うことを支援。F/Sを終了した中小企業・小規模事業者は、その成果をもとにして各省庁の補助金等に応募する。本事業により、各省庁への多段階選抜方式の普及を図り、国等の特定補助金への中小企業・小規模事業者の参加の拡大を通じて、中小企業・小規模事業者の技術力の強化と活用を進める。（継続）

5. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業・小規模事業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%相当額の税額控除ができる措置（税額控除限度額は当期の法人税額の30%（平成26年度末まで））を引き続き講じる。上記に加え、①要件を満たす場合において、試験研究費の増加額の一定割合を税額控除できる制度又は②平均売上金

額の10%相当額を超える試験研究費の額の一定割合を税額控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は当期の法人税額の10%を上限）を3年間延長するとともに、①については新たに試験研究費の増加率が5%を超えることを要件とし、増加額に増加率（ただし、上限30%）を乗じた額を税額控除できる制度に改組する。（平成28年度末まで）。

6. 新産業集積創出基盤構築支援事業【26年度予算：8.5億円】

各地方産業競争力協議会で特定される戦略分野の成長を支える観点から、地域中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動や新製品開発に向けたシーズ・ニーズ発信会を支援し、新たな産業クラスターを構築。

7. ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業【26年度予算：126.0億円】

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関と連携して行う、特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の11技術）の高度化に資する、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援する。また、技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究も支援する。（新規）

8. 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援する。また、金融機関から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行う場合、金融機関のモニタリング実績に応じ、借入額の1%相当を上限に設備投資費を補助を実施する。

第2節 販路開拓支援

1. 地域力活用新事業創出支援事業【26年度予算：14.6億円】

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。（継続）

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小機構が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等や、魅力ある隠れた地域産品等について、展示会や商談会等の開催を通じて、販路

開拓・拡大を支援する。(継続)

3. 販路開拓コーディネーター事業

新事業活動促進法に基づいて経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対し、中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が新たな市場開拓につなげるための支援を行う。(継続)

4. 販路ナビゲーター創出支援事業

中小機構が、豊富なネットワークを有する企業 OB 等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための中小企業と販路ナビゲーターとのマッチングの機会を提供する。中小機構主催のマッチングイベントであるマッチングプレゼンテーションを実施するとともに、都道府県等中小企業支援センター主催のマッチングイベントへの販路ナビゲーター派遣等を実施する。(継続)

第 3 節 新分野・新事業展開、異業種連携

1. 中小企業技術革新制度（SBIR 制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き、国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力を PR するデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図る。(継続)

2. 中小企業・小規模事業者促進支援事業

①新連携支援事業【26 年度予算：10.8 億円の内数】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販路開拓等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的に支援する。(新規)

②農商工等連携促進対策支援事業【26 年度予算：10.8 億円の内数】

農商工等連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、

それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓等を行う事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的に支援する。（新規）

3. 新事業創出支援事業

中小機構の全国 10 支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。（継続）

4. 医工連携事業化推進事業【26 年度予算：30.5 億円】

医療現場が抱える課題に対する有効性評価や臨床評価を担う医療機関、開発・改良を実現するためのものづくり技術を有する中小企業、製造や販売を見据えて目利きする企業・コーディネーターにからなる「医工連携」による医療機器の事業化に向けた開発・改良、臨床評価、薬事承認対応等を支援する。平成 26 年度は前年度における課題解決型医療機器等開発事業からの継続分とあわせて 50 件程度の医療機器実用化を支援。（新規）

5. グローバル農商工連携推進事業【26 年度予算：6.8 億円】

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、商工業の先端技術・ノウハウ等を活用した生産・加工・流通システム（植物工場・コールドチェーン等）の構築と海外市場でのブランド構築を図るコンソーシアムによる実証事業を数件程度支援する。（新規）

第 4 節 下請脱却支援

1. 下請代金法の運用強化【26 年度予算：5.7 億円の内数】

下請代金法に基づく書面調査や立入検査を引き続き実施する。下請代金法の執行を強化し、これまで以上に、同法の厳格な運用に努めていく。（継続）

2. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【26 年度予算：5.7 億円の内数】

全国 48 か所に設置した下請かけこみ寺において、中小企業の取引に関する相談に対応する。また、下請代金法の違反行為を未然に防止するための講習会を開催する。（継続）

3. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【26 年度予算：7.0 億円の内数】
下請中小企業振興に基づき、取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施する。また、親事業者の生産拠点が閉鎖（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対する補助金により支援を実施する。（継続）
4. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【26 年度予算：0.5 億円の内数】
新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、ビジネス・マッチング・ステーションによる取引あっせんを行う。また、広域的に新たな販路開拓を支援するため、広域商談会も開催する。（継続）
5. 下請事業者への配慮要請等【26 年度予算：5.7 億円の内数】
下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（振興基準）等について、講習会等で周知を図る。（継続）

第 5 節 技術・技能の伝承

1. 小規模事業者等人材・支援人材育成等事業

認定支援機関の支援事例等の調査等を通じ、他の認定支援機関のモデルとなる優良な取組を選定し、事例を取りまとめて広く認定支援機関等に共有することにより、認定支援機関の更なる質の向上を図ると共に、中小企業・小規模事業者自身が認定支援機関を評価した上で最適な支援機関を選定できる体制の整備を図ることとする。また、ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材が、技術・技能の継承に係る講習を受ける際の費用や、現場において技術・技能の継承の指導を受ける際の費用の一部を補助することとする。さらに、地域人材育成コーディネーターを核とする「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修の開催等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を推進することとする。【25 年度補正：3.1 億円】

第4章 海外に打って出る

＜行動計画の内容＞（再掲）

地域に根付く中小企業・小規模事業者の更なる販路開拓のためには、海外需要の獲得も重要である。“ちいさな企業”成長本部でも、積極的に海外に打って出る力強い声が多く聞かれた。国内とは言語・商習慣が異なる海外に進出することは、経営資源が限られている中小企業・小規模事業者にとってリスクが高く、企業経営を左右する課題となっている。また、中小企業・小規模事業者の現地活動の拡大、新たな業態による海外展開により、今まで以上に多様な支援ニーズが生まれてきている。

中小企業・小規模事業者は、積極的に海外需要を獲得することを目指し、支援機関と国は、ビジネスマッチングなど一層の広がりと深化を持った海外展開支援を行っていく。

＜国のアクション＞（再掲）

- 企業等 OB 人材を活用し、海外展開を目指す企業をハンズオンで一貫支援する体制を拡充・強化し、新たに 1,000 社支援する。
- 認定支援機関（金融機関等）への研修を通じ、国内相談窓口を強化するとともに、支援機関が連携し、有望企業を積極的に発掘・支援する。
- 海外向けホームページ・決済・物流をパッケージで支援し、中小企業の情報を多言語で発信し、海外企業をターゲットにした新分野展開を促進する。
- 現在、8ヶ国・10拠点に整備中の「現地支援プラットフォーム」を他の主要拠点（先進国市場、新興国市場、生産拠点）に拡大させる。
- 法務・労務・知財問題等の専門サービス支援や万一の縮小撤退等のトラブルにも対応する。
- 中小企業官民合同ミッション等の活用を進める。
- 日本政策金融公庫が行う現地金融機関からの資金調達支援の強化を図る。

【具体的施策】

第1節 海外展開の支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開支援事業【26年度予算：8.0億円】

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングや ASEAN 等での展示会・商談会の開催などを通じて、海外販路開拓を支援するとともに、中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外で

の法務・労務等の課題解決や移転・撤退等を支援する。また、中小機構において、認定支援機関などの民間支援機関に対する海外展開支援研修や、優れた支援機関へのインターンシップによる実践的な支援ノウハウの習得を図る研修を実施する。(継続)

2. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【26年度予算：22.8億円】

ジェトロ及び中小機構が連携して、中小企業の海外展開を支援する。具体的には、中小機構が、海外展開を目指す中小企業の裾野拡大のため、海外展開戦略策定支援や実現可能性調査支援等、海外展開に向けた準備支援を実施するとともに、多数の海外バイヤーが訪れる国内見本市における支援を実施する。また、ジェトロにおいては、広範なネットワークを活用し、中小企業に対する海外見本市への出展支援や海外バイヤーを招へいした商談会の開催、海外における常設展示場の設置、ビジネスマッチングの機会提供、海外市場等に関する各種情報の提供や現地における各種支援等を実施する。

3. 海外情報提供事業【26年度予算：0.5億円】

日台間の産業協力を促進するため、交流協会が行う台湾企業の情報収集・提供や日台間の企業連携のためのセミナー・商談会を支援する。(継続)

4. 新興市場開拓人材育成支援事業【26年度予算：12.1億円】

開発途上国の経済発展と我が国企業の海外事業展開を支援するため、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、官民連携の下、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援する。(継続)

5. 貿易投資促進事業【26年度予算：19.6億円の内数】

今後の急成長が見込まれる新興国市場獲得のため、以下2事業を実施する。

- ①インフラ受注率を高めるための、我が国技術等の優位性の理解促進を目的とした研修及び専門家派遣
- ②中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のための、我が国若手人材の海外インターンシップ

6. 青年海外協力隊事業の活用及び民間連携ボランティア制度【JICA運営費交付金】

国際協力機構においては青年海外協力隊事業を活用し、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行うとともに、各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上

国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。(継続)

7. 海外展開資金【財政投融资】

経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施する。(継続)

8. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が、新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施する。(継続)

9. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、NEXI がその費用を負担する措置を引き続き講じる。(継続)

10. 中小企業による貿易保険の利用促進ための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、NEXI が主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会などに NEXI から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。(継続)

11. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、平成 23 年 12 月に地方銀行 11 行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。両者が提携して全国的なネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険へのアクセス改善等、利便性の向上を図る。(継続)

12. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法が求める安全保障上懸念のある貨物の輸出や技術の提供についての管理の実効性向上のため説明会の開催や、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業等と連携した専門家派遣等を通じ、大量破壊兵器等の開発等に転用可能な製品・技術を有する中小企業における安全保障貿易

管理に係る自主管理体制の整備を支援する。(継続)

13. BOP ビジネスの推進【ジェトロ交付金】

BOP ビジネスを推進するために、事業フェーズに応じた支援（ニーズ調査、試行展開等）の提供、現地コーディネーターの拡充を通じて、企業への個別支援を強化する。また、視察ミッションや試験販売を企画し、BOP ビジネスへの積極的な参入を促進する。さらに、アフリカに拠点設立を目指す企業を支援するための、実証事業を新たに実施する。(継続)

14. 中小企業製品・技術とODAのマッチング事業【JICA 運営費交付金】(継続)

- ①ニーズ調査【26 年度予算：2.0 億円】
- ②案件化調査【26 年度予算：21.5 億円】
- ③普及・実証事業【26 年度予算：22.0 億円】

15. 中小企業海外高度人材育成確保支援事業【26 年度予算：0.5 億円】

中小企業・小規模事業者の優秀な現地人材の確保のため、タイ、ベトナム、インドネシアの大学・高専等との連携による現地でのジョブフェア、企業文化講座を実施する。

16. 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業【26 年度予算：15.0 億円】(継続)

引き続き、新興国進出に取り組もうとする中堅・中小・小規模事業者に対し、新興国でのビジネス経験・ノウハウが豊富な企業 OB 等のシニア人材を派遣し、事業リスクの高い新興国への進出支援を行う。

17. 中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力【26 年度予算：24.0 億円】(継続)

途上国の経済社会開発に必要な物資の輸入のための資金を途上国政府に無償で供与する ODA 事業で、我が国の中小企業の製品を途上国に供与。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト（個別の商標名のリストではない）を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与。途上国で当該製品が使われることで、認知度の向上などの効果も期待できる。

18. グローバルニッチトップ支援貸付制度【財政投融资】

特定分野に優れ世界で存在感を示す企業（グローバルニッチトップ企業）を

目指す中堅・中小企業等に対して、戦略的な海外展開を支援するために、株式会社商工組合中央金庫がグローバルニッチトップ支援貸付制度を創設し、長期・一括返済・成功利払い型の融資を実施する。（新規）

第5章 その他の重要課題

【具体的施策】

第1節 東日本大震災に係る中小企業対策

1. 日本大震災復興特別貸付【26年度予算：53.0億円】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、低利の「東日本大震災復興特別貸付」を実施している。被災地の復旧・復興をより一層加速化させていくため、対象地域を被災地に重点化して、継続的に実施する。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設し（平成23年8月22日より措置）、平成26年度も引き続き実施する。（継続）

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で1,000万円。）、金利引下げ（別枠1,000万円につき、貸付後3年間に限り、通常金利から更に0.9%引下げ。）を引き続き実施する。（継続）

3. 東日本大震災復興緊急保証（継続）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、従来の保証とは別枠で利用できる「東日本大震災復興緊急保証」を実施しており、被災地の復旧・復興をより一層加速化させていくため、対象地域を被災地に重点化している。（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。（継続）

4. 災害関係保証の実施（継続）

東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業に対して、信用保証協会が一般保証とは別枠（セーフティネット保証とは同枠。）で保証を実施する（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。

5. 小規模企業者等設備導入資金貸付の償還期間延長等

東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援

助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号、以下「東日本大震災特財法」という）第 129 条により、震災で著しい被害を受けた者について、平成 23 年 3 月 11 日以降の制度利用にかかる償還期間を 7 年から 9 年に延長するとともに、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」により、東日本大震災特財法第 129 条による者が設備復興のために設備導入資金事業を利用し金銭消費貸借契約を締結する場合は、当該事業者に係る印紙税の免税措置を講ずる。（継続）

6. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

福島県及び経済産業省は、中小機構の高度化融資スキームを活用し、原子力発電所事故で甚大な被害を被った中小企業等を支援するため、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期、無利子、無担保で融資する制度を実施している。（継続）

7. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【26 年度予算：35.5 億円】

被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の再生支援を強化する。（継続）

8. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施する。（継続）

9. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故により経営に支障を来した中小企業・小規模事業者が、産業復興相談センターを活用して事業再建に取り組む際、相談や調整等を行っている間に旧債務の利子負担が累積し、再建が困難になることのないよう旧債務に係る利子相当額を補給する制度を平成 23 年度に創設し、引き続き実施する。（継続）

10. 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の 10%

を補助する。(継続)

11. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【26 年度予算：221.0 億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業・小規模事業者等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧等に掛かる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 を補助 (継続)

②商工会等の中小企業・小規模事業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業に掛かる費用に対して、国が 1/2 を補助を実施し、被災した中小企業等のグループ、事業協同組合等の施設の復旧・整備、修繕に対する支援を行う。(継続)

12. 仮設工場・仮設店舗等整備事業

本格的な復興の段階に至っていない地域などで事業再開を行うなど、仮設施設によらざるを得ない案件を対象として整備を引き続き行っていく。(継続)

13. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行う。(継続)

14. 高度化貸付の債権放棄・償還猶予・返済期限の延長

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、高度化貸付の既往債権について債権放棄を含めその整理を円滑に進めるとともに、償還猶予や返済期限の延長について、対象の拡充、要件の緩和、手続きの簡素化を行う。(継続)

15. 軽トラックを活用した仮設住宅等への移動販売事業

仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また、東日本大震災により既存の販売先を失うなどした中小企業者の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、被災地域に約 100 台の移動販売車両（軽トラック）を配備し、中小企業者に貸出しを行うことにより、中小企業者が行う仮設住宅での販売や各種イベント等での販売を支援する。
(継続)

16. 事業復興型雇用創出事業【26 年度予算：1,958 億円の内数】

被災地で安定的な雇用を創出するため、将来的に被災地に雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に産業政策

と一体となった雇用面での支援（雇入れにかかる費用（職業訓練・雇用管理等含む。）として助成。）を行う。（継続）

17. 起業支援型地域雇用創造事業【26 年度予算：1,000 億円】

依然として厳しい雇用情勢が続く中、失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域等において、地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO 等へ委託し、失業者を雇い入れて実施する。（継続）

18. 特別相談窓口等の設置

全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構支部及び経済産業局に設置している特別相談窓口において東日本大震災による被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。（継続）

19. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。（継続）

20. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【26 年度予算：5.8 億円】

毎年策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」に平成 23 年度から盛り込んだ「東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮」等について、引き続き国等の機関や地方公共団体等の機関に対する要請や全国各地での説明会等を行い、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図る。（継続）

21. NEXI による対応

被災者支援として、NEXI では平成 23 年 4 月より、罹災した中小企業を対象とした ①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。また、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表。また、相談窓口を NEXI 内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等に応じる。（継続）

22. 被災者雇用開発助成金【26 年度予算：203.3 億円】（継続）

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して 1 年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を 10 人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せする。（継続）

23. 日本再生人材育成支援事業（被災地復興建設労働者育成支援奨励金）

被災地の復興に必要な建設人材を育成するため、被災三県に事業所を有する建設事業主が建設技術・技能の取得に資する訓練を労働者に受講させた場合に、事業主が負担した訓練経費及び受講に際して負担した宿泊費について助成する。（継続）

24. 放射線量測定指導・助言事業【26 年度予算：0.6 億円】

工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言（原則として、工業製品等の表面汚染測定又は各種分析等に基づく指導・助言及び同測定に関する情報提供等）を行い、被害の実態把握及び分析を実施する。（継続）

25. 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業【26 年度予算：2.0 億円】

被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興や地域経済の活性化を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓（ビジネスマッチング、商品開発）を支援する。（継続）

第 2 節 消費税転嫁対策

1. 消費税転嫁円滑化等支援情報システム開発事業

中小企業・小規模事業者等が、消費税増税後も取引を適正化し、事業機会を拡大しつつ、雇用の維持や賃金上昇に寄与するため、取引適正化情報システムの開発、支援ポータルサイト「ミラサポ」の機能強化及び IT クラウドを用いたビジネスマッチング等を実現するためのシステム構築の実証を行う。（継続）

2. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【26 年度予算：46.0 億円】

取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引相手から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施するとともに、転嫁対策調査官 474 人体制で積極的な情報収集・取締りを実施する。（継続）

3. 消費税転嫁対策窓口相談等事業（取引先いじめ防止対策事業）

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家による出張相談を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を実施する。（継続）

第3節 審議会等における政策の検討等

1. “ちいさな企業” 成長本部

中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、経済産業大臣を本部長として平成25年2月に“ちいさな企業”成長本部を設置。中小企業・小規模事業者、支援機関などの方々から「生の声」を伺い、①地域のリソースの活用、②新陳代謝の促進、③成長市場への参入、④国際展開支援の4つを柱とする「行動計画」を同年6月に取りまとめ、政府の成長戦略である「日本再興戦略」にも反映させた。また、「行動計画」策定後、その着実な実行のため、引き続きフォローアップ会合を開催する。（継続）

2. 「小規模企業振興基本法案（小規模基本法案）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法案）」の実施

平成26年3月に閣議決定した「小規模企業振興基本法案（小規模基本法案）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法案）」の成立及び速やかな施行を目指す。

法案成立後は、「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」に基づき小規模企業施策の体系を示す5年間の基本計画の策定の検討を進めるとともに、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進める。

第4節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境

の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。平成24年度補正予算で、経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者の経営改善を支援するため、経営力強化支援法に基づく認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設し、また、平成25年度補正予算では金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者に対して、別枠3億円（日本公庫（中小企業事業）、別枠4,000万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施する金融環境変化対応資金についても経営支援と合わせた制度を創設した。（継続）

2. 金融機関等による貸付条件の変更及びコンサルティング機能の発揮の促進等

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、平成25年3月に改正した金融検査マニュアル・監督指針に基づく検査・監督により、金融機関の円滑化遂行の態勢の状況を検証するほか、金融機関による中小企業等への貸付条件の変更等や円滑な資金供給に向けた積極的な取組を確認していく。また、貸付条件の変更等の実施状況について、金融機関は自主的な開示を行う。（継続）

さらに、金融機関が中小企業等に対する経営支援等に積極的に取り組むよう促すため、平成25年3月に関連府省令等を改正し、経営支援等の取組状況を公表するよう義務付けている（平成24年度の開示から適用。）。（継続）

3. 資本性劣後ローンの推進【財政投融资】

資本性劣後ローンとは、新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本性資金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化するものである。平成24年度補正予算において、日本公庫（中小企業事業）では拡充を行い、日本公庫（国民生活事業）では同制度を創設し、さらに平成25年度補正予算においては日本公庫（国民生活事業）で拡充を行った。（継続）

（注）期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、

当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

4. セーフティネット保証 5 号

セーフティネット保証 5 号は、最近 3 か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす場合に、指定業種に属する中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである（100%保証。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。（継続）

5. 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成 26 年 1 月に創設した経営改善サポート保証を併せて活用することが可能。（継続）

6. マル経融資制度【26 年度予算：40.0 億円】【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資するマル経融資を引き続き実施する。平成 26 年度は、貸付期間の拡充（運転資金：5 年→7 年、設備資金：7 年→10 年）、据置期間の拡充（運転資金：6 か月→1 年、設備資金：6 か月→2 年）を引き続き実施するとともに、貸付限度額を 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げる。

7. 小規模企業者等設備導入資金助成制度（設備資金貸付・設備貸与）

信用力や資金調達が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関を通じ、必要な設備資金の半分についての無利子貸付及び必要な設備の貸与を実施する。（継続）

8. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXI は商工中金等の関係機関と連携し、中小企業から金融機関へ譲渡した付保輸出代金債権に係る保険事故後の回収義務（保険事故が発生し、保険金を受け取った後も、金銭の回収に努める義務）等の被保険者義務の一部免除等を行う。（継続）

9. 沖縄の中小企業対策【財政投融資】

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という）を活用した沖縄の中小企業対策は日本公庫が行う業務・取組の沖縄公庫の業務範囲に対応するものについて

ては、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施する。(継続)

10. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業・小規模事業者の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、平成 24 年 3 月に取りまとめた「中小企業の会計に関する検討会報告書」に基づき、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進していく。

平成 25 年 4 月からは、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を 0.1%割引く制度を開始する。(継続)

11. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【26 年度予算：9.5 億円】

認定支援機関の支援を前提とした、日本政策金融公庫による創業・経営多角化事業に対する低利融資（基準金利-0.4%、女性・若者・シニア創業者は基準利率-0.65%）等を整備することで、経営力強化を図る。また、平成 26 年度においては、国民生活事業において、追加の金利負担なく無担保・無保証で貸し付けを受けられる金額を 1,500 万円から 2,000 万円に拡充。

第 5 節 財務基盤の強化

1. 中小軽減税率の引下げ【税制】

中小法人に係る法人税の軽減税率（年所得 800 万円以下の部分に適用。）について、19%から 15%に引き下げる措置を引き続き講じる。

また、平成 26 年度税制改正により、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、法人税額に 10%の付加税を上乗せする復興特別法人税について、1 年前倒しで廃止する。(新規)

2. 中小企業投資促進税制【税制】

平成 26 年度税制改正により、中小企業者等の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置について、一定の生産性向上につながる設備を取得した場合に、①即時償却、②税額控除割合の上乗せ、③税額控除対象法人の拡大を認める上乗せ措置を創設するとともに、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年延長する。(新規)

3. 中小企業投資育成株式会社による支援（継続）

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施している。平成 26 年 1 月末現在の投資残高は、2,286 社、757 億円となった。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

平成 26 年度税制改正により、中小企業者等における事務負担の軽減等を図るため、中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合において全額損金算入（合計年 300 万円を限度。）を認める措置について、その適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。（新規）

5. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

当期の事業年度に生じた欠損金については、一定期間内に限り、翌期以降の事業年度の所得金額から繰越欠損金として控除することができる。また、平成 26 年度税制改正により、中小法人の当期の事業年度に生じた欠損金について 1 年間の繰戻還付を受けることができる措置について、その適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。（新規）

6. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図るために、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が経営改善に関する指導及び助言を受け、その指導及び助言を受けて一定の金額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置を引き続き講じる。

（継続）

7. 交際費等の損金不算入の特例

平成 26 年度税制改正により、中小法人が支出した交際費等については 800 万円を上限として損金算入が認められる措置について、飲食費の 50%を損金算入できる措置との選択適用とした上で、その適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。（新規）

8. 産業競争力強化法に基づく創業や中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置【税制】

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合において、創業者が当該認定計画に位置づけられた特定創業支援を受け、株式会社を設立する際には、登記にかかる登録免許税を半減にする措置を講じる。また、産業活力再生特別措置法にもとづき、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者に対して、会社の設立・不動産の取得等にかかる登録免許税の軽減措置を実施していたが、産業競争力強化法の施行に伴い、軽減措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長する。(継続)

第 6 節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小機構交付金】

取引先企業の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済金の貸付を行う倒産防止共済制度について、引き続き、制度への加入促進や共済金の貸付けを着実に実施する。(継続)

2. 小規模企業共済制度【中小機構交付金】

小規模企業の個人事業主、共同経営者又は会社等の役員が廃業や引退等をした場合に共済金等を受け取れる小規模企業共済制度について、従業員 20 人以下に加入対象が拡大された「宿泊業」、「娯楽業」を含め、引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。(継続)

3. 経営安定特別相談事業【26 年度予算：0.4 億円】

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する。(継続)

4. 中小企業 BCP（事業継続計画）普及の促進【財政投融资】

中小企業・小規模事業者の事業継続等対応力強化と企業価値の向上に資するため、BCP の普及・定着の促進の取組を引き続き実施する。また、中小企業・小規模事業者が自ら策定した BCP に沿って行う防災施設等を整備に対して、日本公庫において低利融資を引き続き実施する。(継続)

5. ダumping輸入品による被害の救済【26 年度予算：0.5 億円】

貿易救済措置のうち AD 措置は、他国企業から我が国に不当に安い価格で輸入されること（ダumping輸入）により、国内産業が損害を受けた際に、国内産

業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成 25 年度末に開始した中国産トルエンジイソシアナートに対する AD 調査について、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に進めていく。また、企業等への説明会や WTO 協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。（継続）

第 7 節 官公需対策

1. 「平成 26 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底
【26 年度予算：5.7 億円の内数】

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、「中小企業者に関する国等の契約の方針」を定めるとともに、地方公共団体に対する要請、説明会の開催等を通じて施策の周知徹底を図る。（継続）

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」
【26 年度予算：5.7 億円の内数】（継続）

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。（継続）

第 8 節 人権啓発の推進

1. 人権啓発【26 年度予算：1.9 億円】

中小企業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、民間団体等や地方公共団体に委託し、講演会の開催、パンフレットの作成等を実施する。（継続）

第6章 業種別・分野別施策

【具体的施策】

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化の推進

(1) 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動【産投出資、産投貸付】

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、出資等による支援を実施する。（継続）

(2) 6次産業化ネットワーク活動交付金【26年度予算：21.3億円】

地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組を支援する。（継続）

(3) 6次産業化支援事業【26年度予算：2.2億円】

農林漁業者と多様な事業者が県域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の高付加価値化等に必要な機械・施設の整備等の取組を支援する。（新規）

(4) 知的財産の総合的活用の推進【26年度予算：1.5億円】

知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援する。（継続）

(5) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業【26年度予算：2.0億円】

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進する。（継続）

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【26年度予算：700.0億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。（継続）

(2) 木材加工設備導入利子助成支援事業【26年度予算：0.1億円】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するための機械設備の導入等に必要な借入金の利子を助成する。（継続）

(3) 森林・林業再生基盤づくり交付金による木材産業の体制整備への支援【交付金】

地域材の利用拡大を通じた林業・木材産業の振興、活性化を図るため、品質・

性能の確かな地域材製品の安定的な供給を行う場合や、中小工場と中核工場等の連携により地域材製品の安定供給に取り組む場合等に必要となる木材加工流通施設等の整備に対し支援する。(継続)

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業：29.0 億円の内数】

乳業工場の広域的な再編・合理化の促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して支援する。(継続)

(5) 牛乳乳製品海外市場開拓支援事業による輸出の取組支援【26 年度予算：0.1 億円】

国産牛乳・乳製品の新たな需要の創出を図るため、意欲はあるが経営基盤が脆弱な中小乳業者等を対象に、輸出に取り組む際に必要となる配送上の課題等の調査、試験的輸出の実施等、今後の本格的な輸出に向けた環境整備を行うために必要な経費について補助する。(新規)

(6) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP 導入のための施設・設備の整備、②HACCP 導入の前段階の衛生・品質管理の施設・設備の整備（高度化基盤整備）への金融支援を行う。(食品産業品質管理高度化促進資金)(継続)

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 競争的資金等により、以下の事業を実施する。

①農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【26 年度予算：52.2 億円】

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ（新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素）を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進する。平成 26 年度より新たに、産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品种の開発の支援を行う。(継続)

②民間実用化研究促進事業（新規採択は平成 22 年度で終了）(継続)

(2) 日本公庫による各種融資【財政投融资】(継続)

4. 都市農村共生・対流総合対策交付金【26 年度予算：21.0 億円】

都市と農山漁村の交流人口の拡大等を図るため、農山漁村の多様な農産物・特産品及び農山漁村との交流に関する情報発信基地として、商店街の空き店舗等を活用する取組を支援する。(継続)

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援（継続）

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、施設における物流機能の高度化の推進を行った。

2. 自動車分解整備事業の支援

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、時 自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行った（新規貸付は平成 22 年度末で終了。）。（継続）

3. 内航海運・国内旅客船事業対策（継続）

(1) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じる。

(2) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進【財政投融资】

平成 26 年度においては、308 億円規模の共有建造を目指す。（継続）

4. 中小造船業・船用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、経営技術の近代化に向けた講習会を全国 8 か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施する。【26 年度予算：0.5 億円の内数】さらに、鉄道・運輸機構による新技術の実用化に向けた支援等を通じ、技術力の強化等に取り組む。（継続）

(2) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する 37 の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。「中小企業等復旧・復興支援（グループ化）補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行う。（継続）また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うための基金の利用促進を行う。【造船業等復興支援事業費補助金：160.0 億円（25 年度予算）】（継続）

(3) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術と船舶からの CO2

を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し補助を行う。【海事産業関連技術研究開発費補助金：8.9億円】（継続）

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業【26年度予算：1.9億円】

地域社会を支える建設企業等の体質を強化すべく、経営戦略相談窓口を設置し、中小・中堅建設企業等の新事業展開等の経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決を支援するため、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施（相談支援）。特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関しては、専門家の支援チームによる経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援（チームアドバイス支援）や、建設企業等のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援（ステップアップ支援）を実施（重点支援）。

平成26年度においては、更に、建設関連業（測量業、建設コンサルタント及び地質調査業）を支援対象に追加。

2. 建設業における金融支援の拡充（継続）

（1）地域建設業経営強化融資制度の延長

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事の請負代金債権等を担保にして資金を調達する際に、当該調達資金の金利等について助成を行う「地域建設業経営強化融資制度」について、平成26年度末まで事業期間を延長した。

（2）下請債権保全支援事業の延長

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」について、平成26年度末まで事業期間を延長した。

（3）建設業災害対応金融支援事業の延長・拡充

建設企業の災害対応能力の向上を図るため、国又は地方公共団体と災害協定を締結している中小・中堅建設企業等が借入・割賦により一定の建設機械を購入する際に、当該調達資金の金利について助成を行う「建設業災害対応金融支援事業」を平成26年度末まで事業期間を延長するとともに、助成の対象機種を3機種から41機種に拡充。

3. 建設業の海外展開支援【26 年度予算：0.2 億円】（継続）

（1）海外展開経営塾

中堅・中小建設企業の経営者層を対象として、既に海外展開をしている企業の経営者と意見交換を実施することで、海外展開に役立つ知識やノウハウの共有を行うとともに、今後海外進出するための戦略を検討する会議を行う。

（2）海外建設市場データベース

4. 建設労働者確保育成助成金【26 年度予算：41.5 億円】

建設業における若年者の確保・育成や技能継承を図ることを目的として、建設労働者の雇用の改善、技能の向上に係る取組を実施した中小建設事業主や中小建設事業主団体に対する助成制度である。平成 26 年度より助成率・額の拡充や支給対象となる訓練の追加等を行っている。（継続）

5. 建設人材確保プロジェクト【26 年度予算：1.1 億円】

人手不足が顕在化している建設労働者の確保対策として、被災地を中心に建設労働者が不足している地域の主要なハローワークにおいて、建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底や、企業見学会や就職面接会、事業主セミナーの開催等を取組内容とする建設人材確保プロジェクトを実施する。（新規）

6. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。（継続）

7. 地域における木造住宅生産体制強化事業（地域型住宅ブランド化事業）【26 年度予算：90.0 億円の内数】

地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者から成るグループによる、木造の長期優良住宅の整備に対して支援を行う。（継続）

8. 中古不動産取引における情報提供の促進【26 年度予算：0.5 億円】

宅地建物取引業者が、他の専門事業者と連携して、①売主による物件情報開示や②買主による物件情報収集・解釈の補助等に取り組むモデル事業を支援するとともに、事例分析を行い、全国展開を図る。（新規）

9. 木造住宅技能者育成・技術力向上事業【26 年度予算：8.0 億円】

新規大工技能者の育成や技術力の向上に資する技術講習等の取組みに対する

支援を行う。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【26年度予算：6.3億円】

平成26年度においては、生活衛生関係営業の振興及び公衆衛生の増進を図るため、生活衛生関係営業地域活性化連携事業などを含む健康・福祉対策推進等事業等を実施する。（継続）

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【26年度予算：18.8億円】【財政投融资】

平成26年度予算案において、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）の貸付限度額をこれまでの1,500万円から2,000万円に引上げを図るなど、貸付条件の改善を行い、引き続き生活衛生関係営業業者の資金需要に適切に対応する。（継続）

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度） における手続等支援【26年度予算：6.2億円】

J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施する。また、本事業では、カーボンフットプリント（CFP）制度で「見える化」された製品のCO2排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進する。本事業により、中小企業等の省エネ低炭素投資を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。（継続）

2. CO2排出量の「見える化」とクレジットの活用による環境配慮型事業活動の促進【26年度予算：1.2億円】

中小企業等の事業者が製品を生産する際になどに排出するCO2をカーボンフットプリント制度により算定し、当該排出量分をクレジットで相殺（オフセット）した場合に、当該製品等に専用のラベルを貼付することでカーボン・オフセット製品等の普及を支援する。さらに、ラベルを収集することで、学校などの地域団体に環境に優しい製品・サービスが還元される仕組みを運用し消費者に環境配慮製品の購買促進を図り中小企業・小規模事業者等の環境に配慮した

事業活動を後押しする。(継続)

3. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小事業者の公害防止対策を促進するため、対象設備・利率を見直した上で、日本公庫による低利融資を引き続き実施する。(継続)

4. 公害防止税制【税制】

中小企業・小規模事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。(継続)

5. エネルギー使用合理化事業者支援事業【26 年度予算：410.0 億円】

工場・事業場における先端省エネ設備への入替や製造プロセスの改善等既存設備の省エネ改修に必要となる費用に対し補助を行う。また、中小企業等の取組に対し重点的に支援を行う。エネルギーマネジメントシステムを活用した省エネの取組や電力ピーク対策の取組についても支援する。(継続)

6. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業【26 年度予算：24.0 億円】

産業分野等における省エネ設備の導入やトップランナー機器の設置を促進するため、民間金融機関等から融資を受ける際の利子補給を行い、各地域で積極的に省エネに取り組む中小・中堅企業等の省エネ投資を強力に後押しする。(継続)

7. 省エネルギー対策導入促進事業【26 年度予算：5.5 億円】

中小企業者等に対し、省エネポテンシャルの導出をはじめとした診断事業等を実施する。また、中小企業者の省エネ活動を支援するため、金融機関等と連携を強化し診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信する。(継続)

8. 環境関連投資促進税制【税制】

エネルギー安定供給の確保と低炭素社会の実現を目指すため、一部対象設備を見直した上で、本税制を引き続き実施する。(継続)

9. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（小規模事業者実証分）【26 年度予算：3.8 億円】

小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者における省エネルギーを推進す

る。(継続)

10. 地域低炭素投資促進ファンド創設事業【26 年度予算：46.0 億円】

地域低炭素投資促進ファンドからの出資によって、低炭素化プロジェクトを引き続き支援する。その際、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図る。(継続)

11. 家庭・事業者向けエコリース促進事業【26 年度予算：18.0 億円】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図る。(継続)

12. エコアクション 21

中堅・中小事業者等にも取り組みやすいエコアクション 21 の推進を引き続き図っていく。また、エコアクション 21 の仕組みを基礎に、CO2 削減に特化したプログラムの試行事業を行い、環境経営に取り組む中堅・中小企業を増加させる。(継続)

第 6 節 IT 化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT 活用促進資金）【財政投融资】

中小企業における IT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施する。(継続)

2. 戦略的 CIO 育成支援事業【中小機構交付金】

IT を活用した経営戦略の策定等のアドバイスと CIO 候補者育成のため、中小企業・小規模事業者に対して中小機構が専門家の派遣を実施する。(継続)

3. 中小企業の IT 経営促進（継続）

IT による地域経済の活性化を目的に、企業規模や業種、地域性等多様な環境にある地域の中小企業等が実践する IT 経営（IT を活用した企業経営、新商品・新サービスの開発、企業間連携によるイノベーション創出。）を持続的に推進するため、中小企業 IT 経営力大賞の実施による成功事例の収集やポータルサイトを通じた積極的な普及等を行う。

4. 中小企業等のクラウド利用による革新的省エネ化実証支援事業

世界的に需要が高まるデータセンター分野において、既存の自前（オンプレミス）の情報システムを省エネルギー性に優れるデータセンターへ移転する際の導入支援や、データセンター内のハードウェア資源を有効活用するためのクラウド基盤ソフトウェアの導入の実証や、より省エネルギー性能の高いファシリティへの交換等による省エネルギー型データセンターの構築に係る実証を行い、オフィスでの電力消費量の30%を占める事務機器の消費電力削減により、我が国のデータセンターの国際競争力の向上を図る。（新規）

第7節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【26年度予算：11.7億円】

研究開発戦略や知的財産戦略の構築を支援するために、日本の将来にわたる持続的な成長と社会の発展のための主要な柱として定められた「グリーンイノベーション」（環境・エネルギー）、「ライフイノベーション」（医療・健康）関連分野を中心に技術テーマを選定し、特許出願動向等の調査結果を特許庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、急増している中国の特許情報を中心に技術開発等の動向を調査分析することで、細かい要素技術に至るまでどの技術分野の出願が増えているか等、より詳細な出願動向を把握し、企業等における研究開発戦略や知的財産戦略の策定に有用な情報として提供する。（継続）

2. 外国出願補助金（中小企業外国出願支援事業）【26年度予算：4.6億円】

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業の方々に対して、外国への出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。平成26年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センターの他、新たに全国実施機関としてジェトロを補助事業者に加え、全ての都道府県で支援を可能にする（継続）

3. 知的財産権制度に関する普及【26年度予算：0.8億円】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向けの説明会を行っている。平成26年度は、初心者向け説明会を47都道府県において開催、実務者向け説明会を全国の主要都市で開催する。（継続）

4. 模倣品対策の助成（中小企業海外侵害対策支援事業）【26 年度予算：0.6 億円】

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、ジェトロを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査や模倣品業者への警告文作成、行政摘発までにかかる費用の一部を助成する。平成 26 年度からは警告文作成、行政摘発にかかる費用も新たに補助対象に追加し、支援を拡充して実施する。（継続）

5. 特許戦略ポータルサイト【26 年度予算：0.1 億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近 10 年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。（継続）

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料（第 1 年分から第 10 年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施する。（継続）

また、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対し、審査請求料や特許料（第 1 年分から第 10 年分）及び国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を 1/3 に軽減する措置を新たに実施するとともに、国際出願手数料、取扱手数料については、納付した金額の 2/3 に相当する額を交付する。（新規）

7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにする。（継続）

8. 中小企業の知財に関するワンストップ・サービスの提供（知財総合支援窓口）【26 年度予算：21.9 億円】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口に支援担当者を配置した。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し、協働で解決を図るほか、中小企業支援機関等

との連携、知財を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図る。平成 26 年度においては、窓口に弁理士等の専門家を配置する。（継続）

9. 新興国等知財情報データバンク【26 年度予算：0.3 億円】

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。（継続）

10. 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業【INPIT 交付金】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、中小企業の海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣する。（継続）

11. 出張面接審査【26 年度予算：0.1 億円】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張する面接審査を引き続き行う。

第7章 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

【具体的施策】

第1節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【25年度予算：5.5億円】（継続）

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援する。

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援（継続）

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して協同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスを行うとともに、必要な設備資金について長期・低利（又は無利子）の貸付を行った。

3. 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業

中小企業・小規模事業者等の新たなビジネス創造や、経営改革等をサポートするため、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間・場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるITシステムを運営するとともに、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣を実施する。【24年度補正：14.8億円、25年度予算：48.0億円】（継続）

4. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【26年度予算：412.0億円】

地域の支援機関等と連携しながら様々な経営相談に対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備するとともに、個別具体的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施。また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた経営相談等の体制を構築。

5. 小規模事業者支援パッケージ事業

①地域力活用市場獲得等支援事業

小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用を補助するなど小規模事業者の持続的な経営を支援する。

②小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業

小規模事業者等のニーズに対応した施策情報の提供等のための経営診断の統合データベースを整備するほか、IT を活用した販路開拓促進のための e-learning やオンライン相談等を実施する。

6. 小規模事業者等人材・支援人材育成事業【26 年度予算：4.7 億円】

小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修等を行う。また、中小サービス事業者の次世代経営者候補等を対象として、成功企業の DNA を体得する機会を提供するほか、地域に根付いて地域のサービス業活性化のために企画立案やコーディネートする人材を育成する。（新規）

第 2 節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関等に配付したほか、イベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く広報を実施する。

(1) 冊子類の発行（継続）

中小企業施策を網羅した「施策利用ガイドブック」、施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、中小企業診断士等に広く配布する。（継続）

(2) チラシの発行（継続）

当初予算、補正予算関連のチラシを作成し、冊子類と同様広く配布する。（継続）

(3) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を説明し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催する。昭和 39 年度以来、毎年度開催している（継続）

(4) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、印刷を行ったチラシ、冊子等を公表する。（継続）

②メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、

調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信する。(継続)。

③モバイル中小企業庁

携帯電話専用の中小企業施策検索サイトを運営し、最新の中小企業支援策等の情報提供を行う。(継続)

(5) J-NET21 (中小企業ビジネス支援ポータルサイト)

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供する。(継続)

2. 中小企業白書の作成等(継続)

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等(平成 26 年(2014 年)版中小企業白書)を作成するとともに、規模別製造工業生産指数の作成等を行う。

3. 中小企業実態基本調査(継続)

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。

4. 中小企業景況調査の公表(継続)

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。